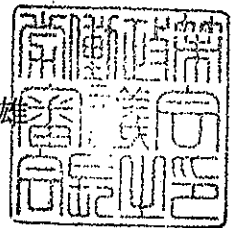


労 審 発 第 899 号
平成 29 年 3 月 13 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄



平成 29 年 3 月 13 日付け厚生労働省発基安 0313 第 1 号をもって諮問のあった「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 29 年 3 月 13 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会

分科会長 土橋 律

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び
「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成 29 年 3 月 13 日付け厚生労働省発基安 0313 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問の
あった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。